

1. 性的虐待の特殊性の理解

【基本的事項】

性的虐待は以下の点で特殊性が認められ、他の虐待と異なる。

- ① 加害者が養育者に限定されず、子どもの生活圏内の多くの人物に加害者としての潜在的可能性がある。またその動機が加害者の欲望の満足、被害者に対する搾取にあり、性犯罪との連続性がある。^{*}
- ② 子どもの被害の発見が困難であり、発覚する件数よりはるかに多数の虐待が実態として潜在しているとみられる。性的虐待はしばしば当事者だけが関与する事態で、被害に遭った子どもの告白・証言による以外、他の人間が事実を知ること、発覚する可能性が低く、目撃や客観的証拠性が乏しい。
- ③ 子どもは加害者からの心と体への支配・操作、進行する支配関係に取り込まれ、また繰り返されるトラウマ体験から「自分はどうしてよいか分からない」状態に陥っていることが多く、また「被害認識」よりは「家族に隠れて悪事をなしている悪い子」との認識に陥っていることが多い。^{**} 従って些細な兆候の発見から関与・解明を即座に開始しなければ、虐待事態の確認及びその阻止が困難である。
- ④ 性的虐待は被害者の親密性や愛着にかかわる安全感や自己評価、対人関係能力の根幹に深刻な損傷を与え、神経学的にも損傷を生じることが指摘されてきている。心身のダメージは後の人生における各段階において、繰り返し、心的外傷性のダメージを持続的に与え続ける。そのために被害者の成長・発達、対人関係、社会適応や人格成熟へのダメージが極めて深刻である。
- ⑤ 性的虐待は長期にわたる隠ぺいと進行性の経過をとり、加害者から被害者への口止めや脅し、マインド・コントロール、愛の表明や共犯関係としての教唆・強要、周囲の人間への被害告白が出た時の信用性を失わせるような情報工作等がみられ、他の虐待に比べて犯罪的な加害認識と加害—被害の支配関係の構築やマインド・コントロール、周辺への情報工作が頻繁に認められる。
- ⑥ 被害の事実確認においては法的な立証性・客観性に配慮した事情聴取、身体診察、周辺調査が必要となる。ただし刑事訴訟法上の立件要件を満たすことは難しく、子どもの安全を守るためには刑事的対応によって加害容疑者を子どもの生活圏から排除する前に、児童福祉上の判断と介入が必要である。
- ⑦ 加害者はしばしばその生涯に多数の被害者を生むか、生涯にわたって被害者を追跡する危険性が高い。加害者と被害者の関係性における問題は修復することが困難で、虐待行為を否認する場合はもとより、加害者が加害行為を認め反省を示したとしても、加害の再発・子どもの再被害の危険性は極めて高く、加害者を含めた家族の再統合は極めて困難で、原則的には不可とすべきであると考えられる。

* 法律上は児童虐待の防止に関する法律の定義によれば、保護者や現に子どもを監護する者からの性的暴力が性的虐待と定義されるのに対して、その他の家族や親族・知人等からの子どもへの性的侵害行為については、子どもを守れない保護者のネグレクト問題として扱われる。しかし子どもの身に起こった被害の観点、子どもの性暴力被害の発見と保護の困難性と子どもの安全を守る観点から、性的暴力被害については、その対象を広くとって対応範囲としなければならない。

** これらの状態は「性的虐待順応症候群(Summit 1983)」や「トラウマ生成の4つの力動(Finkelhor 1986)」として説明されてきているが、無力化と孤立化、自他への信頼感が持たず、自身の感性を信じることを肯定することができないなどの状態にあることが多い。

性的虐待の発見

誰からの相談・通告か 性的虐待相談の発端

2. 初期対応:性的虐待の発見

【基本的事項】

性的虐待相談の発端の大半は子どもの告白を聴いた人物・組織からの通告による。次には子どもの親族、非加害保護者から、そして中には子ども本人からの相談という場合もある。いずれの場合にも情報は曖昧でデリケートな扱いを要し、その初期対応が極めて重要である。

[1] 性的虐待相談の発端

1) 子ども本人からの相談

◆本人の確認と特定

相談に来所した子どもが、誰であり、どこに住んでいるか、所属、今日はどこから来たのか等、本人を特定する情報を確実に把握すること。情報は直ちに裏付け調査によって確認することが重要である。

◆なぜ本人が相談に来たか

性的虐待相談で、子ども本人からの相談は電話による場合を除くと稀である。本人から直接児童相談所に相談があった場合、よほど切迫した事情があるか何らかの危険を感じていることを想定して対応することが必要である。もちろん切迫した事情は何も性的被害だけとは限らない。

◆子どもの恐れ

性的虐待を受けてきた子どもは相談することに戸惑いや迷い、不安を抱いており、またしばしば自分自身に対して強い罪悪感を持っている。また自分が話すことを相手に理解してもらえない、信じてもらえない、あるいは相手から非難されることを恐れている。また虐待者や家族を裏切っていることを告白したことで自分が罰を受ける、家族の深刻なトラブルとなり、自分のせいでそうなったと非難されることを強く恐れている。子どもはそうした恐れを口には出さないのが、対応者はそのことを含んで子どもを安心させるように配慮することが必要である。

◆子どものおそれ・不安への対応

事態に向き合おうとする子ども自身が途中で混乱してしまったり、対応者の質問がトラウマの活性化をもたらしたりして、相談の途中で子どもがパニックに陥ったり、解離が起こったりすることがある。

対応する者は子どものこうした切迫した状況を想定して、できるだけ穏やかに、そして強い感情反応や刺激を子どもに与えないように注意しながら、子どもが自分のペースで話せるように、また、話のペースを速めたり、内容の明確化に進み過ぎたりしないように配慮することが必要である。

もしも子どもが強い不安を訴えたり、泣き出したり、冷静でいられない状態を示した場合には、子どもの安全を図り、子どもの不安を受けとめてなだめ、子どもが冷静になるまで静かに待つことが重要である。精神科の援助が必要だと判断される場合には医師や嘱託医に指示を仰ぐこと。

◆情報の法的な立証可能性への配慮

会話のやりとりや子どもの発言は、後に法的な立証性に関わる情報である。対応者は子どもの年齢や理解力によって、性的虐待の受け止め方や理解の仕方が異なることに配慮し、子どもの話す言葉づかい、表現を慎重にそのまま使い、省略や要約・解釈によって、まだ子どもが話していない内容や表現を先に発言してしまうとか、質問してしまうなど、子どもの自発的な発言内容を誘導することになってしまう発言や質問を避ける注意が必要である。情報聴取の基本原則は初期調査面接段階に準じて扱う。

◆子どもの相談から性的虐待被害が疑われたら

【基本的事項】

子どもの話す内容から、性的虐待、性暴力被害を疑わせる情報があると判断される場合、まず子どもの安全の確保が最優先されなければならない。基本的には加害者・関係者との一時的な接触遮断と調査のための一時保護が必須である。

多くの場合、子どもは自分が話したことでその後の本人や家族にどんな影響があるか心配している。対応者は、まず、子どもがよく勇気をもって被害の開示をしたことを、「よく話してくれたね」「勇気がいったでしょう」「あなたの話してくれたことはとても大切なこと」と子どもの告白を信頼し、認めることが重要である。

続けて、子どもの安全を守る必要があり、そのためには子どもの身柄の安全を確保した上で、保護者や虐待者と児童相談所は話し合わなければならないこと、これからどのように本人の安全を守るか一緒に考えていくことなど、子どもの安全に焦点づけたアプローチについて、子どもの主体性を尊重しつつ、安心させるメッセージを伝える。ただし、保護の要否判断は児童相談所の判断であり、子どもの意向を判断に関与させないようにすることが重要である。

2) 保護者からの相談

子どもの性的虐待相談のうち、非加害の保護者からの相談はかなりの客観的な事実が認められている相談が多い。ただし、相談の中心は、「私はどう対応したら良いか」という保護者の対応上の悩みである。中には既に虐待者からの接触を遮断した状況を確認して子どもを守り、相談に訪れる保護者もあるが、多くはまだ加害の疑いのある同居人が家庭内かその近辺で子どもに接触できる状態での相談が多い。保護者のショックを受けとめ、以後の相談関係と子どもへの支援の役割を非加害保護者にとってもらうことは極めて重要な課題である。しかし、それ以上に子どもの安全確保と子ども自身からの正確な事情聴取が次の重要課題であり、そのために保護者の協力を得ることが重要である。

◆子どもの所在と保護者の特定、確認

保護者の氏名・住所、子どもの氏名・住所を確認し、調査によって子どもの特定、所在確認をする。

◆保護者はショックを受けている

保護者からの相談の場合、何らかの子どもへの性的虐待を発見した保護者は、何よりもそのことにショックを受けていることをよく理解しておくことが重要である。

◆保護者が非加害者の場合

保護者が非加害者の場合、保護者は子どもから告白されたり、家庭内での虐待場面を目撃したり、何らかの虐待行為をうかがわせる事実を発見して驚き、混乱した気持のまま来所していることが多い。

加害者が相談者のパートナーの場合、非加害保護者は自身が加害者と子どもに隠しごとをされ、裏切られてきた被害者でもあると同時に、そのわが子を守らなければならないと思う親でもあるという2つの状況に同時に直面している。加害者が親族や知人の場合も類似した状況がある。加害者が子どものきょうだいの場合には、共にわが子である加害者と被害者をどう扱ったらよいか困惑している。

◆保護者のショックへの対応

保護者への対応でまず重要なことは保護者の驚きやショック、怒りを正当で正常な反応として受け止めることである。子どもの身に起こったかもしれない被害については、それを信じたくない、事実を受け入れたくないという気持になることや、どうして子どもがもっと早く自分に打ち明けてくれなかったのかといった気持についても理解を示すことが重要である。同時に子どもの安全のために保護者が心配して相談に来所したことは極めて適切で正しい行動であることを支持することが重要である。

◆正確な事実の聴き取り

具体的に保護者が把握した情報を正確に聴き取ることが重要である。保護者は混乱しており、自分のとった行動、見聞きした事実、自分と子どものやり取り等をなかなか正確に再現できないことがある。保護者の戸惑いやショックを受けとめた上で、できるだけ保護者から冷静かつ客観的に、正確な情報を聴取することが重要である。これは初期被害調査と同等の重要な情報の取り扱い課題でもある。

保護者が何らかの客観的証拠(画像やメール、メモや手紙等)を持参した場合には、その写しをとることや、本体の提供を得て証拠の保全を図ること。

◆子どもの安全確保と接触の導き手となってもらう

相談に来所した保護者は子どもの所在がどこにあるかによっては、できるだけ早く子どもの安全を確保し、子どもと直接接触するためのサポートができる重要人物である。さらに子どもを加害者からの再被害から守り、児童相談所が子どもの身に起こったことを把握し、必要に応じて子どもを安全に保護するためには保護者の協力が重要である。

◆子どもの安全とサポートの協力者となってもらう

以後の長期の援助において非加害保護者の援助は被害に遭った子どもの回復において最も重要な要素となる。しかし、保護者は加害者との関係整理が難しく、またしばしば虐待者が虐待行為を否認することから非加害保護者は子どもの告白よりパートナーの言い訳を信じてしまいがちである。併せて保護者自身としてのダメージ、家族を守る必要性からも家族の現状維持を選択する可能性も高い。こうした課題を超えて被害児へのサポーターになってもらえるかどうか重要な課題となる。

◆今後の対応のための情報提供と今後の援助関係への見通し

当惑しショックを受けている保護者への最初の対応で、できることは限られる。非加害保護者をサポートし、被害を受けた子どもへの援助のパートナーとなってもらうためには、たくさんのしなければならないことがある。

まず保護者のショックを和らげ、正確な情報を聴取し、子どもの安全を確保することが最優先する。性的虐待の複雑な課題と今後の問題については、非加害保護者のための冊子を用意して初期から提供できるようにしておき、非加害保護者の重要性を含め必要に応じて確認してもらうようにする。

◆最短時間で子どもとの安全な接触と安全確保

子どもとの接触は、その当事者とのやりとりにおいて確認される状況下において、最短時間で接触できることを目指す。子どもとの接触は子どもの安全に配慮して設定する。またその上で最善の安全確保を図ることが必要となる。

◆DV問題への配慮

性的暴力の問題はしばしばDV問題、あるいは表面化していないDV的關係の中で発生していることがある。母のパートナーとの関係にDV問題あるいはDV的關係がある場合、子どもへの介入が同時に母とパートナーとの関係に大きく波及することがある。子どもについての状況把握において、母のDV問題の可能性についても注意して事情聴取することが重要である。

◆保護者の養育見解に問題が感じられる場合

保護者が子どもの性的虐待問題で相談に来所してはいるが、本人自身も養育における不適切性を示している、あるいは性的に不適切な養育者・保護者である場合がある。

ポルノを子どもに見せることや、自分の性行為を子どもの前でも隠さない、あるいは家庭内で裸でいることや、思春期に近い異性の子どもと入浴する、あるいは思春期に近い異性のきょうだいと同じ部屋で寝かせていることなどを不自然と思わない保護者が、子どもの被害を発見して相談に訪れることがある。

性暴力被害の発生に保護者自身の養育姿勢の問題が関与している可能性があるのだが、多くの場合、本人はその不適切さを十分には自覚していないし、話を聞いていく中で初めてそうした状況が明らかとなってくることもある。

こうした場合、当初の対応としては、保護者のショックや戸惑いを受け止め、相談に来たことの適切さを認めて、子どもの安全確保と事実確認についての協力を依頼することが重要である。いきなり保護者の養育態度を責めたり、非難してしまわないことが重要である。

子どもの安全についての保護者の判断基準が異なることから、子どもの安全についての見解の相違が明らかとなった場合、相談来所したこと以外の点で保護者自身の判断の不適切さが課題となる。こうした事案では、子どもの安全確保や事実調査に関して相談している保護者と児童相談所の見解が異なり、子どもとの接触、確実な安全確保が難しいことが多い。

児童相談所は子どもとの確実な接触のために疑問のある見解に表面的に同意・迎合してしまったり、逆に見解上の相違について過度に対決的な議論を避け、まず正確な事実確認と子どもとの接触を優先することが重要である。

◆初期対応における子どもとの接触と安全確保に関しては妥協しない

性的虐待に関する子どもとの直接接触と安全確保は、何が起きているかの確認と再被害の阻止のために欠かせない。子どもと加害者の接触の可能性、子どもの家族や親族関係者の複雑な情緒的反応に子どもが接触している状況では、本人からの正確な事実確認・事情聴取はできない。従って、子どもの安全確保と確実な事情聴取のためには、いったん子どもを安全に保護して関係者からの影響可能性を遮断することが必要となる。この条件については関係者と妥協しないことが重要である。

例外的に子どもを環境から分離しなくても調査が可能と判断されるのは、非加害保護者が加害者や関係者との接触を完全に遮断できる未知の遠方に移動するとか、シェルターに保護されるなど第三者による客観的で確実な安全管理下にあつて、加害者たちとの関係を完全に絶っていると信頼できる状況が確認される場合で、かつ、子どもの周囲の人間が、子どもの被害事実に対し強い不安や恐れ、疑念を感じていたり、被害事実を知ることには抵抗したり、子どもとの関係が不安定になる恐れが無い場合である。

3) 関係機関からの相談・通告

◆ 関係機関の職員が子どもからの性暴力被害の告白を聞くということ

性的虐待相談の発端は本人からの告白を聴いた人物や組織からの通告によることが多い。

本人の告白は個人的な打ち明け話や秘密の仄めかしといった形をとることが多い。その表現や情報には曖昧さがあり、それを聴いた人物の抱く印象や反応もまた様々である。多くの場合、子どもの告白を聴いた人たちは、真偽を確かめることが難しい何かとても深刻な、よくないことが進行しているかもしれないことを察知する。しかしそのことを公的機関に知らせて明るみに出すことは間違いなく関係する人々の間にスキャンダルを引き起こすだろう、ということを知る。

性的虐待、あるいはもう少し広範囲な性的搾取としての性暴力被害に遭っている子どもは、心と体を自分の意思に反して他者に支配されコントロールされる侵害状況に置かれ、しかもその事実を周囲から隠すことを加害者と共有させられて来ている。周囲に対する罪障感や無力感、事実が明らかになった際に起こることへの恐れも強い。

これらの事態の背景には「沈黙の共謀(Butler,S.1978)」と呼ばれる強い圧力構造がある。すなわち①加害者が強い沈黙、②被害者が守る沈黙、③社会が培養する沈黙 である。これらの沈黙が成立しているのは、個人や社会にタブーである性問題に関する意識的、無意識的、あるいは文化的、社会的な暗黙の規制や抑制、恐怖や嫌悪感を含む無言の圧力が存在しているからである。性暴力問題に対応する者はこれらの沈黙を破るための自覚的な努力が必要である。

対応判断は「子どもの安全の確保」すなわち「子どもの最善の利益の保障」の観点から行われる必要がある。多くの事例では即日の通告と対応が原則的に必要となる。

◆ 組織通告の課題

日本の現状では子どもの所属機関における通告は、個人でなく、組織として通告することが原則化されている。そのため、性的虐待に関しては上記の③社会が培養する沈黙 の圧力と無関係ではあり得ない。組織通告の原則においてはこの点をよく吟味して体制を確認することが重要である。*)

*) 保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等については別に冊子を作成しているので、その内容も参照し、児童相談所として関係機関に情報提供して共通の対応体制を確認することが必要である。

◆機関からの通告受理対応

学校教員など関係機関職員から相談や通告を受けた場合、機関としての通告か個人からの通告か確認して、まず窓口を一本化することが重要である。

子どもの情報確認、本人特定の調査を開始すると同時に、子どもの所在を確認し、子どもの現状を確保して安全に保護できるなら、まず子どもを目立たないように安全確保することを依頼する。また情報管理の範囲を限定することと通告時点以降、子どもへの聴き取りをそれ以上行わないように依頼する。

◆通告者との接触

子どもからの告白を聞いた人や、子どもの様子から性的虐待を疑った人に直接会い、事実を確認する。その際、性的虐待問題はデリケートな情報であるため、その事実を知っている人を限定し、情報管理について取り決める。

中には子どもの告白を聞いても性的虐待の事実については半信半疑である人がいることに留意し、わが国でもこうした性的虐待の発覚が増えていること、そうした告白を子どもがしたこと重大性、調査の重要性を伝える。

児童相談所が今後どのように動くかについての不安を感じる場合も多いので、今後の対応の見通し、法的な責任の所在関係について説明する(子どもの安全に疑いを感じたらその機関は通告義務がある。その後の調査と子どもの安全確保の判断は児童相談所の権限であり、通告機関はこれに協力義務があるが判断の責任は負わないこと等)。

子どもの告白が具体的な性暴力被害事実を含むのかどうか確認することも重要である。子どもが何らかの被害の疑いに関することを話している場合には直ちに子どもとの接触を設定する。被害告白が無い場合は、何らかの客観的な証拠がない限り、調査による状況把握を続けることが原則となる。

◆子どもとの接触と通告機関の協力

通告を受けた児童相談所は通告者に直接接触して状況把握すると共に、子どもとも直接接触して初期調査を行うことが必須である。これには通告機関の協力が重要となる。子どもの身柄の安全な確保と、静かに周囲に知られずに面接できる場所の設定を依頼する。

子どもの告白を聞いた職員や責任者である管理職から子どもに「あなたがお話ししてくれたことはとても大切な話で、私たちもあなたを守りたいと思っている。だから児童相談所というあなたの安全、安心について一緒に考えてくれる人たちに相談した。今、その人達が、とても大切なことだからとあなたに会いに来ている。あなたからお話を聴きたいと言っているのでお話をして」など、その場の状況を子どもが理解できるように説明する必要がある。

これらの手順とタイミングは予め通告直後のやりとりで通告機関と具体的に話しあい、その手順を細かく確認しておくことが重要である。通告者は概ね子どもの告白にショックを受け、戸惑いを感じているので、こうした具体的な対応を明確にすることで安心感が増し、安全な対応の流れを作ることができる。

【基本的事項】

◆子どもがいったんは関係者に告白したものの児童相談所の調査では話すことを拒んだ場合

子どもが関係者にはいったん何らかの告白をしたが、児童相談所の調査で話すことを拒むことは時々生じる事態である。また年長児の場合、被害事実については話をするが、保護や介入を拒む場合がある。こうした場合には、子どもの安全についての総合的な状況評価を行い、強制的な介入保護を行うか、まず子どもの安全確保について子どもと話し合い、継続的に接触を続けるか選択する。継続的な接触を行う場合には、関係機関の協力が欠かせない要件となる。

4) 近隣、親族からの相談・通告、直接子どもに関わる人からの相談・通告

【基本的事項】

◆事実情報の確認

近隣、親族、習い事の先生、子どもの友人の保護者など、子どもに直接関わる人で特定の組織としての通告にならない人から相談や通告があった場合、通告者や子どもの話を聞いた人物の特定確認と、子どもと家族を特定できる情報の確認、子どもが話していることの具体的な事実確認が重要である。可能であれば、通告者や子どもの話を聞いた人と直接会って事情聴取する。子どもの所在が確認されており、子どもの安全確保が必要と判断される場合には緊急保護を検討する。

◆通告者に関する法的な守秘義務について

子どもの関係者からの個人の通告の場合、誰が通告したか、家族や虐待者に知られることを通告者が不都合に感じたり恐れたりすることは当然である。通告者の個人情報には法律によって守られており、決して児童相談所からは漏れないことを保証すると同時に、子どもの安全確保においても通告者が特定され、以後の通告者の安全を損なったり、協力が得られなくなったりするような事態をどうして防ぐか検討しなければならない。通告者と子どもに共通する所属場所がある場合には、その所属からの機関通告として対応することが可能かも検討する。

◆通告の正当性の保障

個人通告の場合、特に通告者は通告して良かったのか、自分は正しいことをしたのか、と自問自答するのが常である。また通告以後の対応内容については、当事者の相談情報についての守秘義務が生じるため、通告者にはつぶさに報告できない。こうした事情を考慮して、通告者には接触当初から、通告の正しさを伝えておくことが重要である。また以後の展開については詳しいことは話せないが、「通告によって子どもの安全が確保され、対応が進んでいる」とか、「残念ながら、子どもの安全は充分でなく、また何かあれば教えて欲しい」等のフィードバックと共に、「子どもの為に通告してくれたことは良かった」と明確に言葉を返しておくことも重要である。

性的虐待の疑いとは

どんなことがあれば性的虐待の疑いとなるか

[2] 性的虐待・性暴力被害を疑わせる事柄とは

子どもからの発言、あるいはその他情報から性的虐待・性暴力被害あるいはそれを疑わせることとは概ね以下の事柄である。

1) 明らかな性的虐待・性暴力被害

明らかな性的虐待行為にあたること(子どもの安全への侵害行為 性的搾取行為)

- ① 子どもへの性交、性器を口や肛門に入れる/入れさせる 口で性器や肛門に触れる/触れさせる等の性的暴行、およびそうした性的行為の強要、教唆など。
- ② 性器を触る又は触らせる、舌を使ったキスや胸や下半身などプライベートゾーンへの接触あるいは触らせるなどの性的暴力、またそうした性的行為の強要・教唆。
- ③ 性器や性交を子どもに見せる ポルノ情報を見せる・聴かせる 目に触れるところに放置する。
- ④ ポルノグラフィーとなり得る画像等の被写体などにして記録を作成する

2) 性的虐待・性暴力被害の疑い 1

性的虐待を疑わせること(直接的な性暴力被害の具体的告白は無いが、何らかの性被害を疑わせる発言)

- ① エッチなことをしてくる。
- ② 体を触りにくる 体を触られる なでられるのがイヤ なめたりする 等の不快接触。
- ③ 体を触らせられるのがイヤ。
- ④ お布団に入ってくる。
- ⑤ 服を脱がされる 裸にされるのがイヤ (場面不明で)。
- ⑥ キスをされるのがイヤ。
- ⑦ 息を吹きかけられる(フウ〜ツ とかハア〜ツ 等とされる)のがイヤ。
- ⑧ エッチなビデオ DVD を観せられる 横で観ている 音が聞こえる。
- ⑨ 抱きつかれるのがイヤ くっついてくるのがイヤ。
- ⑩ 写真撮られる 映されるのがイヤ (場面・内容不明で)。
- ⑪ (子どもの見ているところで)エッチしている 見せられる。
- ⑫ (性交渉とは限らないが)エッチなこと、ところを見せられる。

3) 性的虐待・性暴力被害の疑い 2

当人にとって、何らかの性被害が発生している疑いのある発言・相談(性的虐待の潜在可能性がある、あるいは発生予防上指導しなければならない状態をうかがわせること)

- ① 異性の保護者がお風呂に入ってくる 一緒にお風呂に入る(年齢要件 子どもの違和感を考慮)。
- ② 風呂で体を洗われる 相手の体を洗う(内容不明確)。
- ② 年長の異性が裸でうろろする 性器が見えている。
- ③ 裸をのぞかれたり(風呂やトイレ、着替えなど)、お風呂をのぞかれる(疑いを含む)。
- ④ 下着を触られる 盗まれる(疑いを含む)。
- ⑤ 部屋をこっそりのぞかれる 子どもの衣服・持ちものをこっそり触りにくる 持ち出す(疑いを含む)。

4) 子どもの行動からの疑い^{*)}

子どもからの告白は認められないが、何らかの性被害が子どもに生じていることが疑われるような問題行動。

- ① 子ども自身が露骨な性的行為を遊びとして他の子どもや大人に仕掛ける(正常な発達としての性的な遊びから逸脱した行為)。
- ② 過剰で強迫的なマスターベーションを時には人前でも行う(ストレス性の問題による場合もある)。
- ③ 急激な行動変化としての家出、夜間徘徊と性的問題行動の出現。

5) 性的虐待の目撃・問題事実

子どもからの告白は無いが、何らかの子ども性被害を目撃、あるいはそれに代わる証拠についての報告。介入的対応の判断としては当事者の否認でも覆らない程度の情報があるかどうか評価する。

- ① 何らかの性加害—被害場面や行動・行為の直接目撃(行為そのものの目撃でなくとも、明らかに異常な事態をうかがわせる場面の目撃も含む)
- ② 加害者の携帯電話やパソコン、ビデオカメラに子どものポルノ画像がある
- ③ 何らの性非行や性的問題行動が認められていない子どもの妊娠や性病感染

性暴力加害が疑われる者は保護者、きょうだい、その他の同居人、親族、知人など広範囲にわたり、児童虐待の防止に関する法律の定義範囲ではカバーしていない性暴力加害者も含まれる。いずれの事態においても、子どもの身に起こっている安全の問題を起点とし、子どもの安全を確保、正確な事実調査、被害の阻止とケアの開始を講じることを原則とする。

^{*)}子どもの行動上の問題から性的な問題が子どもの身に生じている、あるいは何らかの性にまつわる被害経験の関与が疑われる状況はここに呈示したこと以外にも多くある。これらの問題は虐待問題や子どもの被害として通告されるよりも、子ども自身の性格行動上の問題や反社会的な非行問題の相談であることが多い。これらの問題行動の背景に性的虐待や性暴力被害が潜在している危険性を相談機関は十分に認識し、適切な対応をとることが重要である。実務上の対応としては、これらの問題は通告対応となるよりも、原則的に問題背景の事情聴取、関係者への調査から対応が開始される場合が多い(13を参照)。

[3] 通告要件

性的虐待に限らず、虐待の通告は「虐待を受けたと思われる者」を発見した場合、通告することとされ、「虐待の疑い」があれば通告することが明記されてきた。従って性的虐待の場合、上記1)～3)、5)等の情報があればその多くは通告要件を満たしており、通告されるだろうと想定される。

ただし、組織通告についてはそれだけではなかなか通告されていない実態があるように見受けられる。これには p.9 の「◆組織通告の課題」で述べたような社会的、あるいは文化的な圧力によるためらい、ジェンダー・バイアスによる否定的見解等の課題がしばしば認められるが、より共通して、組織の通告をためらわせているハードルに「虐待の疑い」という「虐待」の言葉の存在がある。

そもそも虐待の疑いの通告では通告者は「虐待事実の確証」は要請されていない。それなのに、「虐待」という言葉を使っているために、「虐待を疑う事実」の確認が課題となり、「虐待」が何らかの形で推定される事実の確認・確証がなければ通告できない、という状況が発生している。性的虐待事案の場合特に、「虐待を疑う事実」の認定に様々な社会的、文化的、あるいはジェンダーによるハードルが存在する。

ここでいう「虐待」は、本来の趣旨から考えると実は「虐待：誰かから子どもへの加害行為」を指すのではなく、「子どもの安全」についての何らかの問題状況、安全が脅かされている事態を指しているはずである。

これらのことから、本研究班では「虐待の疑い通告」について、その要件に「虐待」という言葉、要件をかませない本来趣旨の説明を以下のように提案する。

子ども虐待の通告要件

- ① 子どもの安全が脅かされている(疑い)
- ② 家庭養育において子どもの安全が守られていない(疑い)
- ③ 任意に確実に子どもの安全を客観的に確認する手立てが保障されていない
 - ・ 上記の①～③の2つ以上に該当する状況あれば通告する。
 - ・ 上記のいずれかひとつに該当する状況があれば、通告の要否を検討する。否定する要件が認められなければ通告する。
 - ・ 通告者は虐待の確証を要しない。

実は①～③の要件はいずれかひとつがあれば通告要件となり得る。しかし、より慎重にみると、それぞれの要件は完全に独立した要件ではなく、殆どの場合、相互に関連性をもって成り立つ。この観点から「・」の二つ目の要件は一つ目の要件に結び付く場合が多いのではないかとみられる。

通告受理からの初期対応

児童相談所の初期対応について

3. 通告

[1] 通告の受理対応

通告を受けた児童相談所、福祉事務所は、子どもが具体的に話した内容、子どもの所在、家族状況の把握を行ったうえで、虐待の疑いが強い場合には、児童相談所職員が速やかに子どもと直接接触し、虐待の疑いについての確認を行い、一時保護の要否について判断を行うことが必要である。

この際、子どもの告白や不審な情報をキャッチした機関や個人は、しばしば「通告」をためらって、事前「相談」として報告する場合があるが、子どもの安全のニーズが脅かされている危険性をうかがわせる状況である限り、児童相談所、福祉事務所としてはすべてに「通告」としての受理責任、対応責任がある。

子どもの安全確認調査にあたっては、通告を受けた児童相談所は児童虐待防止法第8条においてこれを速やかに行う義務があること、また同法第5条において子どもの福祉に業務上・職務上関係のある者は国、および地方公共団体の施策に協力するように努めなければならないと規定されており、それらの立場にある者は児童相談所の安全確認調査には協力義務があるとされている。また児童福祉法第25条の3に基づく調査における個人情報提供についての要請は「法令に基づく場合」に当たり、通告と共に、その他の法や規則が定める守秘義務違反にはあたらないとされていることを踏まえて行う。

子どもと接触するためには、まず子どもの身柄を安全に確保し、子どものプライバシーが守れる条件を確保して子どもの話を聴くことができるようにすることが必要となる。子どもが通告者の安全管理下にあり、その身柄の安全確保が図れるなら、直ちに子どもと接触を図ることが最優先される。多くの子どもの告白が、その日のうちに身に迫る危険性を訴えている可能性があり、即日・即座の反応が重要である。

通告者には子どもが話した以上に詳しい話は、子どもが自発的に話をしてこない限り尋ねないようにすることを依頼し、それでも、もし子どもが話し出したら、あれこれ質問せずに、正確に子どもの表現をそのまま聴き取ることが重要である。

児童相談所が子どもへの直接調査を始めるまでに、通告者は子どもに、子どもの身の安全を守る為に専門の人を呼んだこと、その人に事情を話すことが大切なことを伝えることが重要である。子どもの身柄の確保や安全に不安がある場合、この告知は児相談所が現地に到着し、打ち合わせてから児童相談所の面接の直前に行ってもよい。子どもが不安がって、誰かに連絡したり接触したりしたいと申し出ることもあるが、児童相談所の職員と接触するまではできるだけ他の誰とも接触せず、落ち着いて調査を受けられるように子どもの身柄の確保と安全に配慮するように依頼する。

子どもが相談機関との接触を嫌がっているとか、施設に連れていかれると思いつているような場合、通告者もそれに巻き込まれて不安になることが多く、調査以後の展開についてはすべて相談所の職員と話合った上で決まることなので、現時点では何も分からないし、決まっていないうのだから、ともかく子どもの安全のために面接調査を待つことに集中して対応してもらうように要請する。

初期被害調査と 初期被害調査面接

被害調査と子どもへの被害調査面接

4. 子どもからの初期被害調査

【基本的事項】

[1]初期調査面接の焦点

通告に対応する初期被害調査と被害調査面接の焦点は、通告の端緒となった子どもからの告白情報について、それが子どもの性的虐待・家庭内性暴力被害の何らかの兆候、疑いといえるかどうか、子どもの安全確保と詳細な調査のための一時保護が必要かどうか判断することである。従って、面接者が子どもの自発的な話から、その判断要件に関係する具体的な話を聴くことが、目的となる*）。

*）初期調査面接は基本的に子どもからの告白にもとづく通告に対応した調査である。子どもからの告白が無い通告については別に調査方法の検討を要する。(→7) p.24)

1)初期調査における手順

- ① 子どもの居場所の確認と身柄確保の依頼と確認。
- ② 調査をする場所を決める。子どもの居場所が児童相談所か別の場所か決定する。
子どもの身柄の移送を児童相談所が要請するか実施する場合には、その時点で限定的であるにしる、一時保護の判断があったものとして行う。ただし児相の要請なしに来所等をとったものはこれには含まない。
- ③ 子どもの一時保護の要否判断までの調査のために許される時間的猶予の確認。
- ④ 子どもについて現段階で分かっている情報内容の確認と以後の調査計画の検討。
- ⑤ 子どもへの初期調査面接やその他の調査の対象内容確認と安全判断の具体的要件確認。(多くの場合、初期の告白は部分告白であることが多い。)
- ⑥ 初期対応の人員・役割
調査・保護 : 調査担当(2名体制:面接者と立会人)
初動には可能なら担当児童福祉司が参加。面接者は可能であれば加害者の性は避ける。
後に設定するかもしれない被害(事実)確認面接の担当者は参加しない。
指揮・判断 : 対応全体の進行管理、調査保護の判断
保護者対応:一時保護の場合の保護者への連絡、面談による告知
- ⑦ 通告者・通告機関からの事情聴取(子どもの告白内容の確認と調査面接の焦点となる聴取内容確認)
- ⑧ 調査面接の場面設定と通告者からの子どもへの通告の告知
- ⑨ 子どもへ初期調査面接の実施
- ⑩ 子どもの安全確認と安全確保要件の確認 ⇒ 指揮・判断スタッフが一時保護の要否判断
- ⑪ 子どもの一時保護と保護者告知の準備

【追加的事項】

⑥ 初期対応の人員・役割:チーム対応体制

調査・保護スタッフ:調査担当(2名体制:可能であれば加害者の性は避ける)、
可能なら+一時保護の場合の対応職員、連絡調整役。

指揮・判断スタッフ:調査・保護チームとは別に児童相談所で、現場からの情報を得て対応の進行管理、一時保護の判断決定、状況に応じた連絡・指示・調整、時間管理と作業の進行管理、関係機関との連絡調整、チーム全体の指揮・対応判断を担当する。

保護者対応スタッフ:一時保護の場合の保護者への告知連絡・面談による説明(2名体制:保護スタッフから1名は参加して説明できるとよい)。

初期対応におけるチーム対応の要点は、通告者への調査と子どもへの調査面接、家族や子どもについての周辺調査、一時保護の判断、子どもの一時保護、保護者への一時保護の告知と事情聴取など、複数の重なり合い、並行的、かつ連続的に行うべき作業を分業すること、特に現地での調査・聴取担当と一時保護等の介入の判断担当を分けることで、迅速・的確な対応作業の遂行を実現することにある。

〔2〕 通告受理直後の児童相談所による初期調査の留意点

通告を受理した児童相談所は、通告者や子どもの打ち明けを聞いた人からの聴きとり調査をした上で、子どもと直接接触し、虐待被害の調査を行う。この際、子どもの身柄の安全の確保に配慮し、子どもが加害者はもとより、家族からの干渉、友人からの注目に晒されることなく、落ちついて静かに調査面接を実施できる場所を確保することが必要である。このため子どもの所属する保育所、幼稚園、学校等の協力を得ることが重要である。

聴き取りは調査面接者が子どもと1対1でやり取りし、もう一人の職員が面接の立会人として記録と見守りを行う。その他に職員を投入できる場合は周囲の安全確保や子どもの一時保護の判断作業での所との連絡、子どもの所属機関との調整や今後の対応についての調整等を行う。

子どもの調査面接は原則的に調査者と子どもが1対1で、児童相談所の立会人を置いて面談する。どうしても子どものサポートのために子どもの関係者(場合によっては子どもの告白を最初に聴いた人や通告者)が面接に同席する必要がある場合は、その人が子どもの発言に誘導発言(「さっき話したことを言ってごらん」等)したり、教唆となるような表現(うなづきや目くばせ)をとったり、関係者自身が感情的になり、泣くなどは控えてもらうことが必要である。付き添い人は子どもの視野の外、背後で子どもを安心させるためだけに立ち会うことが重要である。

この段階で子どもの被害の内容がすべて明らかになることは少ない。子どもは周囲の反応にたじろいだり、戸惑ったりしており、事情を聴きにきた職員の調査に躊躇・抵抗を示すことも多い。従って調査を担当する職員は、子どもの安全についての心配から事情を聴きにきたこと、子どもの身を案じていることを伝え、また子どもの戸惑いについて理解を示し、子どもの不安を和らげることが重要である。

子どもとのやり取りでは、立証性における客観性を損なわないよう、誘導や暗示となる応答に注意し、子どもの自発的な話の聴き取りを心がける。子どもが自発的に具体的な被害事実を話す場合、この初期調査における聴き取りは、場面設定にも時間にも制約のある条件下で行われるものであり、一時保護の要否判断に必要な最低限度の性的虐待の疑いを確認することが目標である(子どもへの面接については後に詳述する)。それ以上の詳しい説明が述べられる場合には、子どもの自発的な発言を無下にさげざらぬことに留意しながら、それ以上の話は別の面接できちんと聴くことになると伝えて一時保護の判断作業に入る。